

子どもを養育している人には各種手当があります

子育て推進課 ☎ 8516201



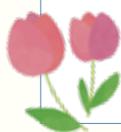
支給対象		手当の金額（月額）	
① 児童手当	平成20年4月2日以降に生まれた児童（中学校修了前）を養育している人	児童1人につき ○3歳未満：1万5000円 ○3歳以上小学校修了前 第1・2子：1万円 第3子以降：1万5000円 ○中学生：1万円	
② 児童扶養手当	父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成17年4月2日以降に生まれた児童を ・監護（※）している母 ・監護し、かつ生計を同じくする父 ・監護し、かつ生計を同じくし、養育している人	○児童1人の場合：1万410円 4万4140円 ○2人目：1人目の額に5210円 1万420円加算 ○3人目以降：1人につき3130円 6250円加算	児童1人につき ○1～3年目：4350円 ○4・5年目：2175円 ○6年目以降：支給なし
③ 県遺児手当	■②・④は、一定の障がいがある場合は20歳未満が対象 ■③は県内に、④は市内に住所がある人に限る ※監護：監督し保護すること。児童の生活について、精神面から種々配慮し、かつ衣食住の面倒などをみていること	児童1人につき ○小学生以下：2000円 ○中学生：3000円 ○高校生など：4000円	
④ 子ども福祉手当			

※いずれも所得制限あり。手続き方法など詳しくは、市ホームページを見るか問い合わせてください。
現況届について

・現在①を受給している人は、**一部の人を除き提出不要**です。提出が必要な人には6月初旬に郵送します。
・現在②③④を受給している人は、年1回の現況届などの提出が必要です。現況届などは7月末～8月初旬に郵送しますので、内容を確認して手続きをしてください。



ID:1002513



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給します。

対象者	申請の有無
○令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人および令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した人	申請不要
○平成17年4月2日以降（障がい児は平成15年4月2日以降）に生まれた児童を養育し、かつ物価高騰の影響を受けて直近の家計が急変している人など	申請により支給できる場合あり

※申請方法など詳しくは、市ホームページを見てください。

【ひとり親世帯分】



ID:1031482

【ひとり親世帯以外分】



ID:1031483

